

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、府中町（以下「町」といいます。）が「第2次府中町健康増進計画・食育推進計画（改定版）」に基づいて実施する「府中町健康マイレージ制度アプリ」（以下「本アプリ」といいます。）において、提供する全てのサービス（以下「本サービス」といいます。）について、本サービスの利用者（以下「利用者」といいます。）が利用する際の条件を示したものです。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意していただく必要があります。

「府中町健康マイレージ制度アプリ」利用規約

第1条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 朝パッ君ポイント 利用者が町提示の健康づくり等に取り組むことで獲得できるポイント
- (2) 寄付 利用者が貯めた朝パッ君ポイントを寄付先団体（町内保育所、幼稚園及び小中学校）に贈呈すること

第2条（サービス内容）

本サービスは、利用者のスマートフォンでカウントされた歩数等を「朝パッ君ポイント」として記録し、貯めたポイントに応じて町内の寄付先団体へ寄付及び抽選で景品を獲得することができる健康づくりのためのサービスです。ただし、町内の寄付先団体への寄付及び景品の獲得については、18歳以上65歳未満の町内在住、在学又は在勤の人に限ります。

なお、利用者の歩数をカウントするためには、スマートフォンに搭載されている「ヘルスケア」又は「Google Fit」と本アプリを連携させる必要があります。

第3条（サービスの利用登録）

1. 本サービスにおいて利用登録は、利用希望者が本アプリをインストールし、本規約に同意のうえ、町が定める利用登録の方法に従い手続することにより行います。
2. 利用登録は、氏名（ニックネーム不可）、ニックネーム、生年月日その他町が必要と判断して登録を求めた情報を入力する必要があります。この登録に関し、利用者は正確かつ適切で、現在有効な情報を提供するものとします。
3. 町は、登録された情報が不正確であった場合、利用者が過去に不正な行為により本サービスの利用登録を抹消された等の事情がある場合その他町が不適切と判断した場合には、事前に通知することなく本サービスへの利用登録を拒否、停止又は取消しすることができ、該当者はそれに従うものとします。
4. 町は、利用者数が上限を超えた場合は、町が一定の基準を設け、定めた期間に本アプリの起動がない利用者の利用登録を停止できるものとします。この場合においては、前項の規定にかかわらず、再度の利用登録は可能とします。

第4条（サービスの利用期間）

本サービスの利用期間は、本アプリをインストールし、利用登録を完了した時点をもってその開始とし、利用者が本アプリをアンインストールした時点をもってその終了とします。

第5条（禁止行為）

1. 町は、利用者が本サービスを利用するにあたり次の各号に掲げる行為を禁止します。
 - (1) 虚偽の情報で利用登録を行う行為。
 - (2) 他の利用者、第三者若しくは町が保有する知的財産権その他の財産及びその他の権利・利益を損害する行為又は侵害するおそれのある行為。
 - (3) 他の利用者、第三者若しくは町に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為。
 - (4) 他の利用者若しくは第三者の個人情報の譲渡若しくは譲受に関わる行為又はそのおそれのある行為。
 - (5) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為、あるいはそれを助長し、または助長するおそれのある行為。
 - (6) インターネット上で他の利用者、第三者又は町が入力した情報を不正に改ざんする行為。
 - (7) 他の利用者、第三者又は町に成りすます行為。
 - (8) 1人が複数個のアカウントを有する行為。
 - (9) 本サービスの運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為。
 - (10) 他の利用者、第三者若しくは町が保有する財産若しくはプライバシー、肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
 - (11) 直接的もしくは間接的を問わず他の利用者に関する詐欺行為、それを助長する行為、又はそのおそれのある行為。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、町が不適切と判断する行為。
2. 利用者が前項に定める禁止行為を行った場合、当該利用者の本サービスの使用を禁止、制限、ID の削除をする場合があります。その際、利用者は町に対し何ら不服を唱えられないものとします。

第6条（免責事項）

1. 町は、利用者が注意義務を怠ったことに起因するクレーム、紛争又は損害賠償の請求等が起こった場合の損害について一切責任を負いません。ただし、町に故意・重過失がある場合には、この限りではないものとします（以下本条において同じ。）。
2. 町は、天災等の不可抗力、その他の理由による本サービスで保存するデータの消失やサーバー稼働停止により利用者が登録した保有ポイント情報やその他のデータなどの保存内容に関するクレーム、紛争、損害賠償の請求等が起こった場合の損害について一切責任を負いません。
3. 本サービスの利用に伴い、利用者が他の利用者又は第三者との間で紛争が生じた場合、

町は一切責任を負わないものとし、各利用者等が自己の費用及び責任において当該紛争を解決するものとします。

第7条（利用者情報の管理及び取扱い）

1. 町は、利用者が本サービスに登録した利用者情報を利用者の個人情報として保持し、当該個人情報を以下の利用目的の範囲内で取扱います。

- (1) 利用者の健康状態の統計及び分析のため。
- (2) 町の提供する健康づくりに関する他のサービスとの突合のため。
- (3) 寄付結果の集計のため。

2. 町は、本サービスの利用によって取得する個人情報については、町の「府中町個人情報保護条例」に基づき、適切に取扱うものとします。

3. 前項の規定にかかわらず、法令に基づき裁判所その他の司法機関及び行政機関から利用者に関する情報の開示を要求された場合、町は町が有する利用者情報の全部又は一部を、当該司法機関及び行政機関に対して開示できるものとします。

第8条（本サービスの中止等）

1. 町は、本サービス用の設備の保守作業、天災等の不可抗力その他の理由により、本サービスの運営及び提供を中止又は中断することがあります。

2. 町は、前項の規定により本サービスの運営及び提供を中止又は中断する場合には、町所定の方法により、利用者にその旨を通知します。

第9条（サービス内容の変更等）

町は、利用者に通知することなく、本サービスの内容を変更することができるものとします。これにより利用者に生じた損害、損失、その他の費用の賠償及び補償を免れるものとします。

第10条（本サービスの終了）

町は、相当の期間をもって利用者に通知のうえ、本サービスの全部又は一部を終了することができるものとします。当該通知を行った後に本サービスを終了した場合、町は利用者に対して本サービスの終了に伴う損害、損失、その他の費用の賠償及び補償を免れるものとします。

第11条（規約の変更）

町は、法令等の制定、変更・廃止等による理由、新しい機能や町が必要と判断するたび、利用者への了承を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合において、変更後の規約は、本サービスにおいて掲示された後、1週間以内に利用者が町の指定する手続に従って退会手続を行わない限り、利用者によって承諾されたものとみなします。

第12条（委託）

町は、利用者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を町の判断で第三者に委託することができるものとします。この場合、町は当該委託先に対し、業務の遂行について、利用契約等所定の町の義務と同等の義務を負わすものとします。

第13条（その他）

利用者は、本規約に定めのない事項については、別途町が定めるところに従うものとします。